

新潟県立白根高等学校 部活動に係る基本方針

1 目標

- (1) 部活動は学校の教育活動の一環として実施する。
- (2) 教育課程外の時間を有効に活用し、心身を鍛え充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。
- (3) 技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

2 本校の部活動

(1) 設置する部活動について

- ① 野球部
- ② ソフトテニス部
- ③ バレーボール部
- ④ バドミントン部
- ⑤ 少林寺拳法部
- ⑥ 凧部
- ⑦ 茶道部
- ⑧ 理科部
- ⑨ 音楽部
- ⑩ パソコン部
- ⑪ ボランティア部

(2) 活動時間及び日数について

- ① 活動時間（原則、練習試合・大会等を除く）
 - ア 学期中 平日2時間程度、週休日等3時間程度
 - イ 長期休業中 3時間程度
- ② 休養日（原則）
 - 平日1日以上、週休日1日以上
 - （年間100日以上、週休日50日以上）
- ③ その他
 - ア 定期考査一週間前（週休日を含む）は部活動を行わない。
 - イ 学校閉庁日は部活動を行わない。
 - ウ 平日の休養日の変更はその週の中で行い、週休日の休養日の変更はその月を含め、3か月以内に行う。
 - エ 上記ア、イ、ウは原則とする。また、大会等で活動に支障がある場合は校長に相談する。

(3) 大会参加について

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

- ① 高体連・高野連・高文連の主催、共催、後援の大会
- ② 校長が参加を許可した大会

3 部活動の運営

(1) 体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。

(3) バランスのよい部活動

生徒の志向（競技志向、楽しみ志向など）を生かした活動となるよう顧問と生徒の話し合いを行うとともに、生徒の健康面・学習面に配慮した活動を行う。

(4) 効果的な運営、効率的な運営

生徒と顧問の共通理解に基づいた活動目標を立て、生徒の自主性と主体性を重んじてPDCAサイクルを活用した部活動運営を行う。

(5) 楽しく安全な活動

事故や怪我を未然に防止するとともに救急体制を整備して活動を行う。

(6) 部活動を支える組織

生徒の活動を支える保護者会、後援会を積極的に組織し、活動方針を明確に伝え、理解を得た上で協力を依頼する。

(7) 開かれた部活動

誰でもいつでも入部・退部が自由にできるようにするとともに、活動目標を達成するために有資格指導者を積極的に活用する。